

文京区立中学校教科用図書審議会区民委員の募集について

教育推進部教育指導課

1 教科用図書審議会区民委員の役割、内容

- (1) 区民委員は教科用図書（以下「教科書」）審議会において、他の委員とともに、幅広い視野から各教科書を比較検討、審議し、文京区の子どもたちが使用する教科書として望ましいものを教育委員会に答申します。
- (2) 本審議会では、令和7年度に中学校で使用する教科書について審議します。
- (3) 審議にあたっては、文京区教育委員会の教育目標の実現に向け、学習指導要領等関連する法令通知に基づき、次の事項に留意して総合的に判断し、公正かつ適正に審議をします。

① 内容の選択

- ア 区の生徒の発達段階に応じた内容であるか
- イ 教材や資料が正確で、わかりやすいものか

② 構成・分量

- ア 単元（教材）の構成や配列、系統性が適切であるか
- イ 区の生徒の発達段階に応じた分量であるか

③ 表記・表現

- ア 区の生徒が読みやすく、見やすい表現か
（文字、語句、語法、文体、記号、式、図表、挿絵、写真、色の使い方等）
- イ 一貫性をもった記述がなされているか

④ 使用上の便宜

- ア 全体の構成が使いやすく、学習活動がしやすいように便宜が図られているか
- イ 製本及び印刷が生徒に見やすく、使いやすいように作成されているか

2 募集人数 2名

3 報酬 会議出席1回ごとに2,000円

4 募集の流れ

- (1) 文京区区報（4月10日号）及びホームページに募集を掲載
- (2) 5月8日（水）までに論文（応募理由：800字程度）及び応募用紙を教育指導課に提出
- (3) 書類審査の上、審査結果を通知。審査通過者に二次面接審査日を通知
- (4) 5月下旬に面接を行い、審査結果を通知

5 応募条件

文京区民で学校教育に対する関心が深く、幅広い視野から公正な立場で意見を述べられる方。ただし、次のように教科書の採択に利害関係がある方は、応募することができません。

- (1) 教科書発行者の役員及び従業員、並びにその配偶者や三親等以内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等、いかなる名称を問わず、事実上、教科書発行者の事業運営に重要な影響力を有している者
- (3) 教科書の供給の事業を行う者及びその従業員
- (4) その他、教科書の採択に直接の利害関係を有する者
- (5) 文京区立小・中学校に勤務している者

6 日程

- (6月) 第1回審議会（委嘱状の伝達、教育委員会からの依頼等）
各委員による調査（教科書見本本についての調査研究）
- 第2回審議会
調査委員会からの報告の検討・審議①
- (7月) 第3回審議会
調査委員会からの報告の検討・審議②
- 第4回審議会（計4回予定）
調査委員会からの報告の検討・審議③及び答申のまとめ
- 第5回審議会（予備日）

7 委嘱期間

委員の任期は委嘱の日から令和6年8月31日までとします。

8 審議の公正確保

採択を公正かつ適正に行うために、審議会の開催日程、委員名及び審議内容等については、令和6年8月31日まで非公開となります。（採択後に公開されます。）

9 応募書類

別紙「令和7年度使用中学校教科用図書審議会公募委員応募用紙」のとおり

参 考 【教科書採択の概要】

